



件名	質問要旨
1. 空き地の雑草対策	①雑草に関する苦情の現状と課題 ②条例の改正に向けて
2. 都市計画道路宮永角木線の沿道景観の形成	①景観重要公共施設の整備方針 ②歩道のカラー塗装舗装は景観を阻害
3. 待ったなしの人口減少対策	①旧市町村別の将来推計人口 ②移住・定住対策 ③少子化対策

1. 空き地の雑草対策について

夏場には空き地の雑草が公道にはみ出す。虫が発生して家に入ってきた。秋は草が枯れて火災の恐れがあるし、見通しが悪くなり交通事故が心配。地域の安全を守るにはやむを得ず自治会で草を刈っているが、どうにかできないかとの相談を受けています。

令和2年、「土地基本法」が改正され、基本理念など法律全般にわたり、土地の適正な「利用」のみならず、適正な「管理」が必要であることが明示されました。併せて、新たに、土地所有者等の適正な土地の利用と管理に関する責務が明記され、国及び地方公共団体に対して「所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するための必要な措置を講ずるよう努める」(7条2項)等の規定が置かれました。

(1)雑草に関する苦情の現状と課題

①令和7年度における雑草に関する苦情の件数と指導・勧告・氏名を公表した件数、解消できた件数、未解消の件数、所有者不明土地の件数は、(総数と農地、その他の空き地別)

【答弁】令和7年度における雑草の苦情件数は、空き地121件、農地94件の合計215件です。

空き地の苦情121件について、文書等により対応を依頼した件数は119件で、指導・勧告・氏名を公表した件数はいずれも0件です。

次に解消できた件数は40件、未解消または未確認の件数は81件であり、そのうち所有者不明土地は14件です。

農地の苦情94件について、文書等により草刈り等の対応を依頼した件数は94件です。

指導・勧告・氏名を公表した件数ですが、農業委員会におきましては該当する公表制度がないことから、実績はありません。

農地に関する苦情に対する解消および未解消の件数につきましては、現在のところ正確な数値の集計・把握には至っておりません。宛先不明等により文書が返戻された、所有者不明の農地は2件です。

②なかなか解消に至っていないのが現状です。環境政策課や農業委員会では、所有者等を把握するために固定資産税の課税等の所有者等情報を収集することは可能か。

【答弁】固定資産税の課税等の情報の利用については地方税法の規定等により法令で認められるものに限定されているため、所有者等の情報は収集しておりません。税情報の収集

には法令に沿った慎重な対応が必要と考えております。

③これから不明土地はますます増えてくることが想定されます。そこで、農地、その他の空地の苦情を解消できなかった理由は、

【答弁】苦情を解消できなかった理由の主なものとしては、通知しても所有者の対応がないことや、所有者への文書が返戻され宛先が不明なことなどです。

④文書等による助言・指導に、草刈り業者や金額等の情報提供を記載しているのか。

【答弁】文書等により助言・指導を行う際には、市の登録業者等で草刈り等を請け負う業者の連絡先一覧を同封しております。費用については、草刈りをする土地の面積や状況により異なりますので、具体的な金額はお伝えしておりません。草刈り費用が高額にならないか不安な方に対しましては、複数業者から見積をとっていただくようご案内しております。

⑤どの程度の草刈り費用が掛かるのか、心配な面があると思います。そこで、躊躇される方もおられると思います。具体的に、令和2年11月30日市長宛と令和6年2月13日農業委員会宛に大塚町自治会より提出された同じ土地に対する要望書に対する対応と結末は、

【答弁】大塚町自治会より提出されました要望書につきましては、2件とも農地に関する案件でございますので、私からご答弁いたします。

令和6年2月13日付の要望を受け付け、その翌日には現地調査を実施いたしました。そして、当該農地の所有者に対し、草刈りなど、適正な管理を行うよう「解消依頼書」と、今後の農地利用に関する「意向調査書」を送付しました。現在のところ、所有者からの返答は得られておりません。

⑥結末は、通学路で支障が出ていたので自治会で草刈りをしました。所有者が雑草を駆除しない場合、通学路等の市道・農道にはみ出した草は誰が刈るのか、

【答弁】市の管理する道路の草刈りにつきましては、幹線道路や危険な箇所、通行に支障をきたしている箇所等について市において実施しています。その他の箇所については、基本的に地元自治会にお願いしているところですが、作業に危険を伴うなど地元での対応が困難な箇所については現状を確認し、地元役員と協議を行いながら、道路の通行に支障をきたさないよう対応しています。

なお、民有地などから道路上へ越境した雑草については、土地の所有者へ草刈り等の措置を取っていただくよう口頭や文書にて依頼を行っています。

⑦100歩譲って、道路の法面等から雑草が迫り出しているのを自治会で刈るのは理解が得られるかもしれませんが、個人の土地から迫り出した雑草を自治会で刈らざるを得ないというのは問題です。令和7年度における農地法第42条の「支障の除去等の措置」として、指導・勧告・命令・代執行の件数は、

【答弁】農地法第42条は、農業委員会が行う農地利用調査の結果、今後とも耕作の目的に供されないと見込まれる農地などにより、当該農地の周辺地域の営農条件に著しい支障が生じている場合は、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、

その支障の除去など必要な措置を命ずることが出来るとされております。令和7年度は、該当する農地が無く、命令及び代執行もありません。

⑧農地法の措置命令の対象となる雑草の状況とは、

【答弁】具体的には、病虫害の発生や農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣または草木の生息などの事由により、営農に著しい支障が生じる場合とされております。

(2)条例の改正に向けて

農地に隣接する民家の生活環境の悪化や通学への支障などでは、農地法42条は適用できないということです。

国土交通省は令和6年4月、「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」を公表しました。

今後も増加が見込まれる空き地について、適正管理・利活用を推進するため、地方公共団体をはじめ空き地対策に取り組む指針となるものとしてまとめました。同省が空き地に関するガイドラインを公表したのは初めてのことです。

第4章ではこれまで制定されてきた空き地に関する条例について、管理不全の空き地に対する是正措置の規定を中心に整理・分析。特に行政代執行について、判例などを踏まえた法的な整理や実際の運用に際してのポイントを解説しています。

空き地に関する条例を制定していると回答した471市町村のうち、2001年(平成13年)以降に制定され、条文が入手可能な198条例について、「是正措置等の規定」の状況は、指導・助言156件、勧告162件、命令145件、代執行79件、過料28件、罰金等16件、所有者等の情報の利用36件となっています。

指導・助言、勧告は強制力がない措置であり、管理者が対応を行わない場合や問題が深刻化した場合に対応できないこともあり得るため、条例の実効性を確保する観点から、指導・助言、勧告を定める条例の多くが強制力を伴う命令についても併せて規定しているものと考えられます。としています。

①中津市環境美化条例における「空き地」に農地は含まれるのか。

【答弁】中津市環境美化条例における「空き地」においては、原則、農地は含んでおりません。農地に関する苦情や相談に対しましては、農業施策や不耕作地対策として、農業委員会等所管部署によって対応しております。

②条例では「空き地」の定義の中に農地を除くという規定がないため、条例に基づき農地も対応すべきです。次に、空き地の所有者等情報を利用できる条文が必要では、

【答弁】市の所有する所有者情報を含む個人情報の取扱については、法令等に則った慎重な対応が必要と認識しております。

国の示すガイドラインや、先進自治体の状況等を参考に、現在の制度の効果的な運用等について研究してまいりたいと考えております。

③国のガイドラインによると198条例のうち36条例で個人情報が取れるように規定されています。「空き地の所有者または管理者が特別の事情によりその所有または管理にかかる土地の雑草等の除去ができないときは、当該雑草等の除去を市長に委託することができる。」旨の「除草の自治体への委託」規定を追加すべきでは、

【答弁】中津市環境美化条例におきまして、「空き地の所有者は空き地が不良状態にならないよう管理に努める」と規定しており、雑草等の除去は所有者の責任において実施するべきと考えます。

また、市が受託したとしても、草刈り等を行う業者に再委託をすることになります。現在、文書を送付する際には、市の登録業者等で草刈り等を請け負う業者の連絡先一覧を同封しております。この一覧を参考に業者に委託していただくことで、空き地の適正な管理を行っていただいております。

④とは言っても適正な管理ができていない空き地が現存しています。

そこで、現行の指導、勧告制度は、あくまで「行政指導(お願い)」の範囲での指導であるため、従わない所有者の空き地に対する実効性が乏しいのが現実です。そこで、命令、代執行の規定を追加すべきでは、

【答弁】「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドライン」によりますと、分析対象とした全国の自治体の 198 条例のうち、行政代執行の規定のない条例が 119 件となっており、半数以上の条例設置自治体には行政代執行の規定が定められていないと承知しています。

また、行政代執行は、市民が義務を履行しない場合に、行政が代わって実行することで強制的に義務を履行させる制度であるため、運用には慎重な対応が必要と考えます。

中津市環境美化条例では、適正な管理をしていない空き地所有者に対し、必要な改善措置を行うよう指導や勧告を行うことができると規定しておりますが、長く対応がされず管理不全な状態が続き、周辺住民の方々から苦情や相談を寄せられているケースもあります。

こうした状況も踏まえ、国の示すガイドラインや、先進自治体の状況等を参考にし、現在の制度の効果的な運用等について研究してまいります。

⑤いや 79 条例、約 40%もの自治体が行政代執行の規定を入れています。他にも、現行の条例には、現地調査における土地への立入調査権がないため、詳しい調査ができない。空き地の不良状態により、道路等の通行に支障等が生じた場合の緊急措置条項がないため、かかった経費を請求することができない。などの課題もあります。そこで、新たな空き地に関する条例を制定すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】繰り返しの答弁となりますが、国の示すガイドラインや、先進自治体の状況等を参考にし、現在の制度の効果的な運用等について研究してまいります。

『大塚』条例制定は執行部だけではなく、議会でも出来ますので、私も条例制定に向けて調査研究をしていきたいと思えます。

2. (都)宮永角木線の沿道景観の形成

中津市は平成 22 年 4 月 1 日に景観条例を施行し、中津市全域に景観計画を定めています。条例は、中津市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、中津らしい良好な景観の形成の促進を図り、もって緑豊かな自然環境と歴史にはぐくまれてきた独自の生活文化を守るとともに個性あふれるまちづくりを進め、市民が愛着と誇りをもつ郷土づ

くりに資することを目的としています。

現在、工事がすすめられている(都)宮永角木線は、中津城周辺景観形成地区内にあり、景観重要公共施設に指定されています。景観重要公共施設の整備方針として、周辺景観との調和に配慮し、景観と環境の保全に向けて環境の改変を最小限とすることを原則とし、各構造物の整備方針が定められています。

(1)景観重要公共施設の整備方針

①そこで、車両用防護柵を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるよう、現地での検討を行う。橋梁の色は、周辺景観と調和したものとなるよう現地での検討を行うとなっておりますが、どのように景観に配慮しているのか伺います。

【答弁】今事業では、転落防護柵を設置しています。この防護柵は、地域の文化的景観を損なうことの無いよう地元役員と協議を重ね、かつ地区住民の意見も聞いたうえで、欄干に御影石風塗装を施し、令和7年度に設置したところでございます。

①-1 城下町エリアにおける景観に配慮した色は、ダークブラウン(濃褐色)です。なぜ、御影石風塗装にした理由は、

【答弁】平成3年より地元役員と協議を重ね、ここの町並み合ったものとして欄干に御影石風塗装を施しました。

②緑の基本計画の緑地等配置計画に指定された道路については、別に定める道路の街路樹選定方針に基づき緑化の推進を行うとともに、八面山等の景観資源の眺望を阻害しない樹種の選定及び維持管理を行う。となっておりますが、どのように景観に配慮していくのか伺います。

【答弁】樹種の選定につきましても地元役員と協議を重ね、かつ沿道地区住民の意見を聞きながら、景観に配慮したものとしています。

②-1 別に定める街路樹選定方針は策定され、公表されているのか。

【答弁】繰り返しになりますが、樹種の選定方針は、地元関係者と協議を重ね、策定しております。その結果として、維持管理も考慮しオタフクナンテンを植樹する予定です。

②-2 この計画の街路樹選定方針は、この路線だけの樹種の選定ではなく、中津市全体の道路の街路樹を選定する方針を景観計画の策定の際、担当課が作成しますとなっていたものです。街路樹選定方針は策定されていないということですね。

それでは、オタフクナンテンにした理由について伺います。

【答弁】落葉しにくいため、維持管理がしやすいということで選定しています。

③オタフクナンテンは東京都も街路樹として推奨している樹種です。

それでは、市が別に定める特定の地区については電線類の地中化を推進するとともに、道路の拡幅・改良にあたっては、道路上の電柱の裏電柱化、民地への移設等について関係者と調整する。となっておりますが、どのように検討されたのか伺います。

【答弁】宮永角木線の基本的な計画を行っている時点で、「無電柱化の推進に関する法律」に基づく事業の是非を検討しています。地元沿線の方々へメリットとデメリットを説

明した上での意向や、施工に伴う費用を総合的に考慮した結果、無電柱化は見送り、電柱を活用したデザイン照明やカラー電柱等での美装化を行うことといたしました。

④中津城周辺景観形成地区等の街路灯については、周辺景観と調和したものとする。となっていますが、どのように景観に配慮していくのか伺います。

【答弁】街路灯の色、形につきましては諸町や豊後町など城下町エリアで設置してきた灯籠タイプで周辺の景観と調和したものとしています。

⑤また、サインの意匠について伺います。

【答弁】城下町エリアでこれまで設置してきたレリーフは地元と協議を重ね地域に愛されるデザインとしてきました。今回も同様に地元と協議を重ねこの地域に合う神輿や祇園車などをデザインしたものとなっています。

⑥景観計画では、景観重要公共施設の整備にあたって、景観重要公共施設の管理者等の関係者による「景観協議会」を設置し、整備内容に関して協議を行います。また、必要に応じて、現場での協議を行います。としています。景観協議会の設置、協議の内容を伺います。

【答弁】照明のデザインや歩道カラー舗装の色合い、北部地区青少年健全育成協議会による「福澤語録」の設置など、関係部署や地元関係者と事前に周辺の景観と調和が取れた意匠、色彩となっているかなど整備内容に関して協議調整を行い決定しています。

『大塚』景観計画にある景観協議会の認識がなかったようです。地元議員の私が一般質問を通告して3週間が経ちますが、決定した内容について事前に説明があつてしかるべきと考えます。地元と十分協議して決まったことですから、私もある程度は理解しようとは思いますが、市民が納得できるような説明責任を果たすべきと考えます。

(2)歩道のカラー塗装舗装は景観を阻害

①歩道のカラー舗装(色、彩度、施工方法)について、どのように景観に配慮していくのか伺います。

【答弁】カラー舗装の色は、景観に配慮し「黄色」としています。鮮やかさは、彩度2以下ということで落ち着いた控えめな発色としています。この色は諸町、豊後町などの城下町の玉砂利舗装に近い色味となります。施工方法につきましては歩道の黒舗装に色の付いた樹脂系塗料を2度吹き付ける工法となっています。

②歩道のカラー舗装の色合いは、和田豊治公園前の県道の歩道のイメージですか、

【答弁】県道の歩道のような色合いや城下町エリアの玉砂利舗装のイメージです。

③配布資料1ページの私の作成したイメージパースをご覧ください。県道の歩道のような色合い(イメージ3)と城下町エリアの玉砂利舗装(イメージ2)では完成イメージが全然違います。玉砂利舗装風の色合いで吹き付け塗装するとイメージ4のようになります。

そこで、今回のカラー舗装でのイメージパースは作成したのか、

【答弁】 地元の意見を聞きながら令和3年度に完成イメージとしてパースを作成していません。

④令和3年度イメージパースで事業が進んでいると思っていました。そこで、諸町や豊後街道のような自然石の脱色アスファルト舗装にしなかった理由は、

【答弁】 当初は中津駅北口の歩道舗装と同じ自然石透水性舗装も検討いたしました。しかしながら、通常の舗装に比べ劣化が早く、地元住民より苦情が寄せられていたこと、舗装材料の飛散により自転車や車いす利用者、歩行者の通行に安全性の問題がある事が施工後の経過で判明しました。

これを受け、宮永角木線ではバリアフリーを考慮し歩道部の横断勾配を1%とし、通常の方法を使用した透水性舗装を施工した後に、塗装を吹き付けるカラー舗装としました。また、事業における施工費用や、今後の維持管理における安全性と維持費用の両面を考慮した結果でございます。

⑤中津駅角木線の歩道の自然石透水性舗装の自然石がぼろぼろと剥がれているのは、骨材と砂、脱色アスファルトの配合の設計ミスと考えます。その前に施工した諸町や豊後街道の自然石脱色アスファルト舗装はそんなに剥がれていません。自然石脱色アスファルト舗装が補助事業として施工できなかったのが一番の理由だと私は考えています。

そこで、中津市1番を终点とする宮永角木線は、「福沢通り」として親しまれている「中津市のシンボルロードです。」幅員4.5mの両側歩道に、彩度を下げた土系の色合いとは言うものの、塗装で色付けするのは景観に配慮するどころか、景観を壊してしまいます。

過去にも、旧大分銀行福沢通り支店前の県道歩道に、緑の塗装吹き付けをして物議を醸しだした経験があるはずで。

いまさら完成している歩道を掘り返り、諸町や豊後街道のような自然石の脱色アスファルト舗装にすることは困難ですから、現在のアスファルト舗装のままの方が、景観を壊すことにならないと考えますが如何ですか。

【答弁】 歩道をカラー舗装とすることは、地元役員と協議を重ね地区住民の意見も聞きながら決定しました。色についても同様です。

カラー舗装の色合いにつきましては、城下町エリアに合う落ち着いた色で景観に調和していると考えます。

『大塚』完成した後に、奥塚市長の景観行政の汚点とならないためにも、景観審議会で見解を聞き、再検討することを要請します。

3. 待ったなしの人口減少対策

5月24日、中津市自治研究センター主催の地方自治講演会が開催され、滝口参与、林議長をはじめたくさんの議員や職員、市民の皆様方が参加されました。

記念講演として、一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所 所長 藤山 浩(ふじやまこう)さんから、「田園回帰1%戦略 ～安心して暮らせる地域社会の創り方～」と題してご講演を頂き、地域住民と行政が協働した移住・定住の促進や過疎集落の再生を実現する方策を提言していただきました。

さて、住民基本台帳における中津市の人口は、合併した平成17年10月1日の86,493人、旧中津市68,208人、旧三光村5,701人、本耶馬溪町3,852人、耶馬溪町5,363

人、山国町 3,369 人に対して、20 年後の令和 7 年 10 月 1 日には 81,185 人(6.2%減)、旧中津市 69,420 人(1.8%増)、旧三光村 4,796 人(15.9%減)、本耶馬溪町 2,244 人(41.7%減)、耶馬溪町 2,936 人(45.3%減)、山国町 1,789 人(46.9%減)と旧下毛地域を中心に激減しています。一方、外国人は平成 18 年 3 月 31 日の 572 人に対して、令和 8 年 3 月 31 日には 3,311 人と 2,739 人も増加しています。

人口減少の根本的な原因は、生まれる人数が亡くなる人数を下回る「自然減」と、他地域への転出が転入を上回る「社会減」の 2 つです。このうち日本全体の大きな要因は「自然減」によるもので、背景には少子高齢化、未婚・晩婚化、そして地方から大都市への人口流出が深く関係しています。

合併して 20 年が経過し、集落から子どもの声が聞こえなくなった。5 年、10 年後には集落から住民がいなくなってしまう、農地の荒廃を心配する声をよく聴くようになりました。そこで、過疎地域の集落維持と暮らしを守るための人口減少対策について執行部の考え方を質していきたいと思います。

(1)旧市町村別の将来推計人口

①これまでの議会の一般質問等で、旧市町村ごとの人口推計を求めてきましたが、10 年、20 年先のまちづくりを進めていくためには、どうしても将来推計人口が必要と考えますが如何ですか。

【答弁】平成 27 年に策定した中津市版まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、中津市の将来人口推計を掲載しています。この推計値は、市が行うさまざまな施策の効果を加味した目標値でもあります。

この人口ビジョンの実現に向け、長期総合計画、安心・元気・未来プランやまち・ひと・しごと総合戦略に基づき、各種施策を一体的に進めており、人口ビジョン等を特定の地域に分割することは考えていません。

②私の推計では、市や旧市町村単位の人口は減少傾向にありますが、小学校区単位では 2045 年時点で人口が増加する校区があります。どこだと思えますか。

【答弁】国土交通省が将来推計人口メッシュデータを公開しており、これによると、2025 年から 2045 年の増減では、北部校区、如水校区、沖代校区などで人口が増加するエリアが多く見られます。

ただし、校区といった狭い範囲での人口推移は、集合住宅の建設や団地造成などで大きく変わるほか、近年では外国人住民の動向も大きく影響するため、20 年後の人口を予測することは困難だと考えています。

③国交省のメッシュデータは令和 2 年国調データを使用した 5 年前の推計です。宅地造成が進められ、若者世代が引っ越してきている沖代、小楠、如水、大幡校区です。さらに、合併前の旧小学校区単位の人口推計をすれば、きめ細やかなまちづくりの方向性が見えてくるのですが、如何ですか。

【答弁】人口ビジョン等を特定の地域に分割することは考えていませんが、「行政運営にあたっては、市全域を俯瞰する視点を持つことに加え、地域ごとの特性に配慮したきめ細かな対応や、地域間の連携を高める施策を展開することで、山国川上下流域の一体的な振興に努める」ことをまちづくりの理念として総合計画の中に明記しています。

実際、さまざまな施策の検討・実施の際には、対象となる地域の実情を踏まえ、きめ細やかな対応に努めているところです。

なお、国県はもちろん、中津市においても EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進するため、各種データの活用、可視化を進めておりますので、このようなツールによる分析も参考としながら、各種施策に取り組んでまいります。

(2)移住・定住対策

配付資料の 2・3 ページに島根県中山間地域研究センターの人口推計プログラムを活用し、2020 年、2025 年 10 月 1 日時点の住基データによる旧町村別の将来人口推計をして見ました。

中津市の将来推計人口は、現行のままでは危機的状況に陥ると言わざるを得ません。

現行のまま推移した場合と現在の児童数を確保するために①毎年〇〇組の 30 歳代前半夫婦が 4 歳以下の子供を連れて U・I ターン、②毎年〇〇組の 20 代前半夫婦が U・I ターン、③毎年〇〇組の 60 代前半夫婦(定年退職者)が U・I ターンの移住者を受入れた場合の 2 ケースをグラフ化しています。

確かに、現行の人口を維持するためには田園回帰 1%以上の移住が必要ですが、もう少しの努力で児童数を維持することは可能です。人口 1000 人の城井地区でも、毎年 2 組の移住で、現行の児童数が確保できます。

①そこで、令和 7 年度における移住者の人数と旧市町村別の人数について伺います。

【答弁】中津市では、転入窓口でのアンケート調査の結果「移住者」に該当する人数及び市の移住支援制度を利用した人数の合計を「移住者数」としています。

昨年度の移住者数は、60 世帯 103 名です。地域別の内訳としましては、

- ・中津地域 37 世帯 69 名
- ・三光地域 4 世帯 6 名
- ・本耶馬溪地域 4 世帯 5 名
- ・耶馬溪地域 6 世帯 9 名
- ・山国地域 7 世帯 12 名
- ・不明 2 世帯 2 名となっています。

なお、不明の 2 世帯は、アンケートの転入先地域について回答がなかったものです。

②移住者数における「移住支援なかつ」と移住支援コーディネーターの関わった人数をお聞きします。

【答弁】昨年度の移住者 103 名のうち移住支援なかつが関わった人数は、耶馬溪地域の 1 世帯 1 名、山国地域の 1 世帯 4 名の計 2 世帯 5 名です。また、今年度中に 1 世帯 1 名の方が移住を予定していると伺っています。

③移住を支援する方がほとんど関わっていません。さらなる移住や定住を進めるため、支所・集落単位に年間移住者の目標設定を行い、地域をさらに巻き込んだ取り組みが必要と考えるが如何ですか。

【答弁】市では、下毛地域だけでなく市全域を対象として移住施策に取り組んでいます。

また、先に答弁しましたように移住者数は、転入窓口でのアンケート調査の結果と移住支援制度利用者数とを合計していますが、転入窓口でのアンケート調査は任意のため回答率が低く、移住者数の実態とは乖離があると考えています。そこで、移住施策としては、移住者数だけではなく、定住の意思をもって中津市に移住してきた人が実際に定住してくださることを重視し、移住支援制度利用者の定住率を成果指標に加えることを検討しているところです。

なお、移住者が定住するにあたって、地域の人や活動を通じて地域への愛着を感じていただくことは極めて重要です。地域との情報共有、連携などにより、移住者の不安解

消に努めるとともに、移住者受け入れの環境づくりに取り組んでいます。ただ、移住施策の対象を下毛地域から市全域としたことなどから、地域との連携体制の見直しが必要な部分もありますので、今後とも「地域と一緒に」の視点を大事に取り組んでまいります。

(3)少子化対策

私の将来人口推計では、中津市の人口は2035年に74,781人、2045年に68,167人まで減少します。配布資料4・5ページに要因分析を掲載しています。高齢者人口の減少のみならず出生数の減少や15歳から29歳女性人口の転出です。出生数は、2010年の839人に対して2024年は460人と激減し、2045年には350人まで減少します。

①そこで、現在取り組んでいる少子化対策について伺います。

【答弁】市において取り組んでいる少子化対策の主なものとして、

- ・18歳までの子どもを対象とした医療費助成や小児救急センターによる安心できる医療環境
- ・保育施設、幼稚園、小・中学校のすべての児童生徒の令和8年度の学校給食無償提供
- ・放課後児童クラブの充実、病児・病後児保育など働く子育て世帯に対する支援
- ・親子で遊べる屋内広場、公園の大型遊具などの環境整備
- ・婚姻件数の減少の対策として、「OITA えんむす部」への入会の際の登録料助成や民間事業者との共催による婚活イベントなど、結婚を希望する方への出会いの場づくりの支援
- ・子の看護休暇を導入する事業者への支援
- ・企業の立地・増設の際の女性雇用に対するインセンティブなどがあり、結婚から、こどもを生き育てやすい環境づくりまで、幅広く取り組んでいます。

②配布資料5ページをご覧ください。出生数の減少は、子どもを産む世代の女性人口の減少に起因しています。20歳から39歳の女性人口は、2010年の9,007人に対して2025年は6,852人(24%減)と激減し2045年には5,640人まで減少します。女性の働く場の確保、とりわけ大卒で総合職や企画・マーケティング、ITエンジニアリングの雇用の場としてIT企業の誘致やサテライトオフィス整備などテレワークできる仕事場の確保や起業を支援する相談センター設置などを進める必要があると考えますが如何ですか。

【答弁】市といたしましても、女性の働く場の確保として、IT企業やオフィス事務業等の誘致に積極的に取り組んでおり、過去5年間においてIT企業4社のほか、BP01社、開発を担う事務・管理部門の本社機能移転1社、計6件の立地表明により82名の新規雇用を創出しています。

一方、市内には「なかつ情報プラザ」や民間のコワーキングスペースなどが複数存在し、多様な働き方に対応できる環境があります。

また、スタートアップ支援としては、商工団体、金融機関、創業セミナー実施事業者などの創業支援機関と連携し、相談体制を構築しています。また「女性起業家支援事業 NAKATSU arch」の実施や「女性創業・起業支援補助金」も創設し、女性の創業を強力に後押ししています。

③配布資料の5ページをご覧ください。2025年の平均初婚年齢は夫29.8歳、妻28.9歳と2010年から横ばいです。一方、婚姻件数は、2010年の472組に対して2025年は297組(37%減)と激減しています。付き合いのある若者たちからは出会いの場がない、

少ないとの声を聞いています。

そこで、市として婚活支援に更に注力する必要があります。三木市縁結び課「みきで愛(出会い)サポートセンター」が取り組んでいる出会いサポート事業「出会いサポーターが結婚に関する相談やお見合い相手の紹介などを中心に婚活をサポート」や市内企業・労働組合と連携した婚活セミナーやサマーキャンプなどの婚活イベントを実施してはどうかと考えますが如何ですか。

【答弁】「出会いの仲介」という意味では、県が運営している「OITA えんむす部」において同様の支援を実施しており、市では入会の際の経費支援を行っています。

また、市内の民間事業者と市との共催による婚活イベントを実施しているほか、大分県では、県内企業・団体による婚活イベント経費に対する助成制度も設けられています。引き続き、行政と地域の事業者などが協働して、結婚を希望する方に対する支援を行ってまいります。

『大塚』 5月29日、令和7年国勢調査の人口速報集計が公表され、中津市の人口は80,169人、前回の2020年82,863人と比べ2,694人の減、減少率は3.25%、外国人は1,086人増加となっています。減少率は、県下で5番目に少なくなっていますが、H22年調査より、減少が加速度的に進んでいます。

まったなしの人口減少に立ち向かうために、移住・定住対策や少子化対策に更に取り組むことを求めて一般質問を終わります。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日、中津市議会が公表するものでご確認ください。